耐震診断・耐震改修費用等を補助します

▼問合せ　まちづくり整備課　☎62－0721

木造住宅耐震診断

- 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅または兼用住宅
- 耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助（補助の上限は町外業者で3万円・町内業者で3万7千円）

木造住宅耐震改修

- 耐震診断の結果、安全性の総合評価が1.0未満と判断された住宅
- 耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助（補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円）

耐震化促進リフォーム

- 木造住宅耐震改修工事に併せて行う住宅リフォーム
- 工事に要する費用の10分の1以内の金額を補助（補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円）

申請期限　11月30日(火)

※診断・工事着手前の申請が必要です。

補助対象要件や申請の流れ等、詳しくは町ホームページまたはまちづくり整備課までお問い合わせください。

ブロック塀等撤去費を補助します

▼問合せ　まちづくり整備課　☎62－0721

補助内容

- 通学路沿道等の倒壊のおそれがある危険ブロック塀等を撤去する工事
- 工事費用の3分の2以内の金額を補助（補助の上限は20万円）

危険ブロック塀とは

- 道路等に面する側の高さがブロック塀の上端部まで1.0メートル以上
- 道路に面して設置されているブロック塀等
- 傾斜・ひび割れ等により倒壊のおそれのある状態のもの

申請期限　11月30日(火)

※工事着手前の申請が必要です。

補助対象要件等、詳しくは町ホームページまたはまちづくり整備課までお問い合わせください。

子育て世帯応援給付金（公務員）の申請

▼問合せ　福祉課　☎62－0716

子育て世帯応援給付金は、子育て世帯への生活を応援するため、児童手当受給世帯に対して、町独自の給付金を支給するものです。

現在、福祉課にて公務員の方の申請を受付しておりますので、期限内に申請をお願いします。

申請書は窓口及びホームページからダウンロードできます。

申請期限　6月30日(水)

スポーツ

埼玉県スポーツ賞（功労賞）を受賞

▼問合せ　教育委員会事務局　☎62－0824

令和2年度埼玉県スポーツ賞（主催埼玉県、埼玉県スポーツ協会）が発表され、嵐山町卓球連盟の別府育子さんが功労賞を受賞しました。

これは、長年、体育・スポーツの振興に功績があり、かつ団体の発展に貢献された方に贈られるものです。

おめでとうございます。

嵐山町スポーツ少年団　団員を募集しています

スポーツ少年団代表者	活動種目	主な活動場所	活動日	活動時間	問合せ	
嵐山ライナーズ 田中重喜	少年野球	志賀小グラウンド 花見台グラウンド	土、日、祝	8:30～12:30	田中照子	☎62-4191 ☎090-1439-5647
嵐山ウイングス 関根一樹	少年野球	菅谷小グラウンド	土、日、祝	8:30～12:30	石井　章	☎63-0287 ☎090-3530-2910
嵐山町サッカー 畝迫昌和	サッカー	総合運動公園	土、日、他	8:30～12:30	畝迫昌和	☎62-5668 ☎090-3409-7209
嵐山ガッツJr 冨岡文雄	バレーボール（男・女）	菅谷小体育館	水、金(高学年)	17:30～20:00	江森不二男	☎62-6982 ☎090-1553-7648
			土、日、祝	9:00～12:00		
武蔵嵐山少林寺拳法 岡本幹夫	少林寺拳法	B＆G海洋センター	土	13:00～15:00	岡本幹夫	☎62-3439 ☎090-1767-6409
		北部交流センター	水	18:00～20:00		

保険・年金・医療

ご注意ください　こんな場合は保険証が使えません

▼問合せ　町民課　☎62－2154

国保に加入していても、次のような場合は保険証が使えません。

病気とみなされないもの

- 健康診断、人間ドック、予防注射
- 美容整形、歯列矯正
- 正常な妊娠、出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 軽度のシミ、アザ、わきが等

ほかの保険が使えるもの

- 業務上（仕事や通勤中）の病気やケガ
  ↓『**労災保険の対象**』**になります**
- 以前勤めていた職場の保険が使えるとき

保険給付が制限されるもの

- けんか、泥酔などによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- 医師や国保の指示に従わないとき

国民年金保険料　免除制度

▼問合せ　川越年金事務所　☎049－242－2657

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

申請免除

所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

- 全額免除　・4分の3免除
- 半額免除　・4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要がありますのでご注意ください。

納付猶予

50歳未満の方（学生を除く）で本人（被保険者）・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

承認期間と申請時期

免除申請の承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

令和3年度の免除申請は、7月1日から申請可能です。

※過年度の申請についても、申請月から2年1か月前まで遡って免除申請が可能となりました。しかしながら申請が遅れ、保険料が未納となっている場合には、障害基礎年金などを受け取れない場合もありますのでご注意ください。

消費者コーナー

契約はリスクや仕組みを十分に理解してからにしましょう

▼問合せ　企業支援課　☎62－0720

投資信託等の金融商品に関する相談が数多く寄せられています。

投資信託は、多くの投資家から資金を集め、これを1つの大きな資金にして専門家が運用する金融商品です。

一方で運用成果は、景気や為替等の影響を受けてマイナスとなることもありますが、元本は保証されていません。また、購入時や換金時には手数料が、投資信託を保有している間は運用管理費用が発生するため、運用がプラスでも手数料等の積み上げにより元本割れとなるリスクもあります。

販売会社は投資信託等の金融商品を勧誘する場合、顧客に理解されるために必要な方法で説明する義務を負っていますが、適正に行われていないケースもあります。

【事例1】

高齢の父親が転居することになり、実家の片づけをした。その際、投資信託の契約書面を見つけた。高額なので契約書面を読むと、元本割れのリスクがあるようだ。父親は解約を望んでいるわけではないが、契約内容をよく理解しておらず心配だ。

【事例2】

投資は初めてであるが、証券会社から投資信託などいくつかの金融商品を提案され、外貨建て投資信託を契約した。当初は利益が出ていたが、その後、損失が膨らんだ。担当者に説明を求めたが納得のいく回答は得られなかった。

【消費者へのアドバイス】

①投資信託は元本保証されないことを認識しましょう。また商品の特性などについて販売員にしっかりと確認しましょう。

②リスクや仕組みが十分理解できない場合は、家族や詳しい人等と一緒に説明を聞き、納得できなければ契約を見合わせましょう。

③自分の資産や今後の生活設計も考慮の上、自分が許容できるリスクの範囲で商品を選びましょう。

④契約前に解約条件などについても確認しておきましょう。

⑤高齢の家族が気になる場合は、現在の契約の状況を確認するとともに、新たな契約を結ぶことのリスクについて日頃から話し合っておきましょう。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へおかけください。